

第 5 号議案**関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件**

関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 8 月19日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

関西広域連合職員定数条例（平成22年関西広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「前項」を「第1項」に、「充てる」を「充てることができる」に改め、同項を第3項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるほか、特定の課題に従事する職員の定数を、10人とする。

附 則

この条例は、平成23年 9 月 1 日から施行する。